

平成30年10月30日
午前10時00分発表



広報資料

問い合わせ先
第一管区海上保安本部 総務部
広報・地域連携室 林 純治
Tel 0134-27-0118 (内線2117)

【通信事業3社から北海道経済記者クラブに対し同時広報】

協定に基づいた通信事業3社との連携訓練を実施します！

海上保安庁は、通信事業3社（ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ）との間でそれぞれ「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」を締結しています。同協定には、災害発生時、通信事業者からの要請や状況に応じ、巡視船艇により被災者用の衛星携帯電話や充電用の小型発電機、基地局復旧のための人員及び資機材等を運搬することが記載されております。

第一管区海上保安本部では、留萌海上保安部において、同協定に基づき、資機材の積載における手順の確認や問題点の抽出を目的とし、巡視船艇への資機材積載訓練を実施します。

1 訓練日時・場所

平成30年11月6日（火）

- (1) 午後1時～午後1時15分ころまでの間 留萌海上保安部2階会議室
- (2) 午後1時30分～午後4時30分ころまでの間 留萌港東岸船だまり岸壁

2 参加勢力

(1) 海上保安庁

第一管区海上保安本部、留萌海上保安部、巡視艇はまなす

(2) 通信事業者

ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ

3 訓練内容

巡視艇はまなすへの資機材積載、運搬、搬出

※巡視艇を出港させての運搬訓練（留萌港内のみ）を実施します。

4 取材について

- (1) 取材を希望される社は、11月5日(月)12時までに上記問合せ先までご連絡の上、訓練開始までに留萌海上保安部2階会議室または留萌港東岸船だまり岸壁にお集まりください。
- (2) 巡視艇に乗船しての取材はできません。
- (3) 事件事故等の発生時及び悪天候時は、訓練の一部または全部を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

この場合、事前のお知らせは行いませんので、個別にお問い合わせください。

※「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」について

本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定行政機関である海上保安庁と指定公共機関であるKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社が、災害発生時に通信の確保に向けた相互協力を行うことを目的として平成26年度に締結したものであり、主な内容としては

- (1) 災害発生時におけるスムーズな協力を確保するため窓口を設定すること。
- (2) 海上保安庁は、被災地における通信手段を確保するために活動するKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社に対し、物資や人員の輸送等の協力を行うこと。
- (3) KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社は、海上保安庁の災害時における人命救助活動等に必要な通信手段として、各社保有の衛星携帯電話等の通信機器を優先的に提供すること。
- (4) 平時における訓練、連絡調整を行うとともに、災害時には情報を共有することとなっています。

【協定の締結日】

ソフトバンク株式会社	平成26年12月25日
KDDI株式会社	平成27年3月6日
株式会社NTTドコモ	平成27年3月6日